

平成 2 5 年第 1 回 泉南市議会定例会議案書

議案一覧表

(平成25年2月28日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	1	泉南市副市長の選任について	1
議案	2	泉南市教育委員会委員の任命について	5
議案	3	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	9
議案	4	泉南市総合計画の策定について	13
議案	5	市道路線の認定について	15
議案	6	泉南市土地開発公社の解散について	19
議案	7	第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について	21
議案	8	権利の放棄について	23
議案	9	阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に係る協議について	25
議案	10	阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に係る協議について	29
議案	11	泉南市し尿処理場設置並びに管理条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案	12	泉南市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	37

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	13	泉南市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	41
議 案	14	泉南市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について	45
議 案	15	泉南市道路標識の寸法に関する条例の制定について	69
議 案	16	泉南市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	81
議 案	17	泉南市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	97
議 案	18	市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	113
議 案	19	市営住宅等整備基準条例の制定について	119
議 案	20	泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	125
議 案	21	泉南市準用河川管理施設等構造条例の制定について	133
議 案	22	泉南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の制定について	149
議 案	23	泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	155
議 案	24	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	159

議案	25	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	163
議案	26	泉南市暴力団排除条例の制定について	169
議案	27	公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定について	177
議案	28	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	187
議案	29	泉南市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	191
議案	30	平成24年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第7号)	195
議案	31	平成24年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	229
議案	32	平成24年度泉南市水道事業会計補正予算(第2号)	235
議案	33	平成25年度大阪府泉南市一般会計予算	別冊
議案	34	平成25年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計予算	別冊
議案	35	平成25年度大阪府泉南市狐池財産区会計予算	別冊
議案	36	平成25年度大阪府泉南市信達市場(久堀池)財産区会計予算	別冊
議案	37	平成25年度大阪府泉南市馬場財産区会計予算	別冊

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	38	平成 2 5 年度大阪府泉南市男里財産区会計予算	別冊
議 案	39	平成 2 5 年度大阪府泉南市海営宮池財産区会計予算	別冊
議 案	40	平成 2 5 年度大阪府泉南市信達市場財産区会計予算	別冊
議 案	41	平成 2 5 年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計予算	別冊
議 案	42	平成 2 5 年度大阪府泉南市幡代財産区会計予算	別冊
議 案	43	平成 2 5 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計予算	別冊
議 案	44	平成 2 5 年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計予算	別冊
議 案	45	平成 2 5 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議 案	46	平成 2 5 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算	別冊
議 案	47	平成 2 5 年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計予算	別冊
議 案	48	平成 2 5 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算	別冊
議 案	49	平成 2 5 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊

議案	50	平成25年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計予算	別冊
議案	51	平成25年度泉南市水道事業会計予算	別冊

議案第 1 号

泉南市副市長の選任について

次の者を泉南市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 6 2 条の規定により議会の同意を
求める。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

住 所 泉南市男里四丁目 1 3 番 1 0 号
氏 名 竹 中 勇 人（たけなか いさと）
生年月日 昭和 2 8 年 6 月 1 日
職 業 地方公務員

提案理由

奥平 薫氏が平成 2 5 年 3 月 3 1 日付けで泉南市副市長を辞任するので、後任として竹中勇人氏を最適任者と認め、新た
に選任したいので提案するものである。

議案第 1 号参考

竹中 勇人 氏 経歴

昭和 5 1 年	3 月	関西大学工学部卒業
平成 5 年	3 月	近畿大学通信教育部法学部卒業
昭和 5 1 年	4 月	泉南市採用
平成 1 5 年	4 月	財務部課税課長
同 1 5 年	1 1 月	総務部政策推進課長
同 2 0 年	4 月	財務部次長
同 2 1 年	4 月	市民生活環境部参与
同 2 2 年	4 月	総務部長（現在に至る。）

議案第 2 号

泉南市教育委員会委員の任命について

次の者を泉南市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

住 所 泉南市新家 2 3 9 4 番地
氏 名 太 田 淳 子（おおた じゅんこ）
生年月日 昭和 4 5 年 5 月 1 9 日
職 業 非常勤講師

提案理由

平成 2 5 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となる糸みき丞氏の後任として、太田淳子氏を泉南市教育委員会委員として最適任者と認め新たに任命したいので、提案するものである。

議案第 2 号参考

太田 淳子 氏 経歴

平成	4年	3月	同志社女子大学学芸学部英文学科卒業
同	4年	4月	和歌山英数学館予備校入社
同	6年	9月	私立開智中学校英語講師
同	10年	10月	泉南市立泉南中学校臨時講師
同	17年	6月	和泉学園非常勤講師（現在に至る。）
同	22年	4月	泉南市 P T A 協議会副会長

議案第3号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成25年2月28日提出

泉南市長 向 井 通 彦

住 所 泉南市信達市場31番地の16
氏 名 田 中 千 賀 子（たなか ちかこ）
生年月日 昭和27年 1月11日
職 業 無 職

提案理由

現委員の藤田小夜子氏が、平成25年9月30日をもって任期満了となるため、同委員の後任の人権擁護委員として田中千賀子氏を最適任者と認め新たに推薦したいので、意見を求めるものである。

議案第 3 号参考

田中 千賀子氏 経歴

昭和 4 5 年 3 月	島野工業株式会社（現（株）シマノ）入社
同 4 8 年 1 0 月	帝塚山学院短期大学二部文学科卒業
同 5 1 年 9 月	島野工業株式会社（現（株）シマノ）退社
平成 1 3 年 4 月	泉南市 PTA 協議会母親代表
同 1 4 年 4 月	泉南市立信達中学校 PTA 書記
同 1 5 年 4 月	泉南市立信達中学校 PTA 母親代表
同 1 7 年 4 月	泉南市青少年指導員
同 1 9 年 1 2 月	泉南市民生主任児童委員（現在に至る。）

議案第 4 号

泉南市総合計画の策定について

第 5 次泉南市総合計画基本構想及び基本計画を別冊のとおり策定したいので、泉南市自治基本条例（平成 2 4 年泉南市条例第 2 5 号）第 2 4 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

政策資源を有効に活用して市政を総合的かつ計画的に運営するため、目標年次を平成 3 4 年度とし、計画期間を平成 2 5 年度から概ね 1 0 年間とする泉南市のめざすべき将来像やまちづくりの方向性を示す基本構想と構想実現のための方策を示す基本計画を併せた第 5 次泉南市総合計画を策定するにつき、議会の議決を求めるものである。

議案第 5 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の路線の認定について議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 28 日提出

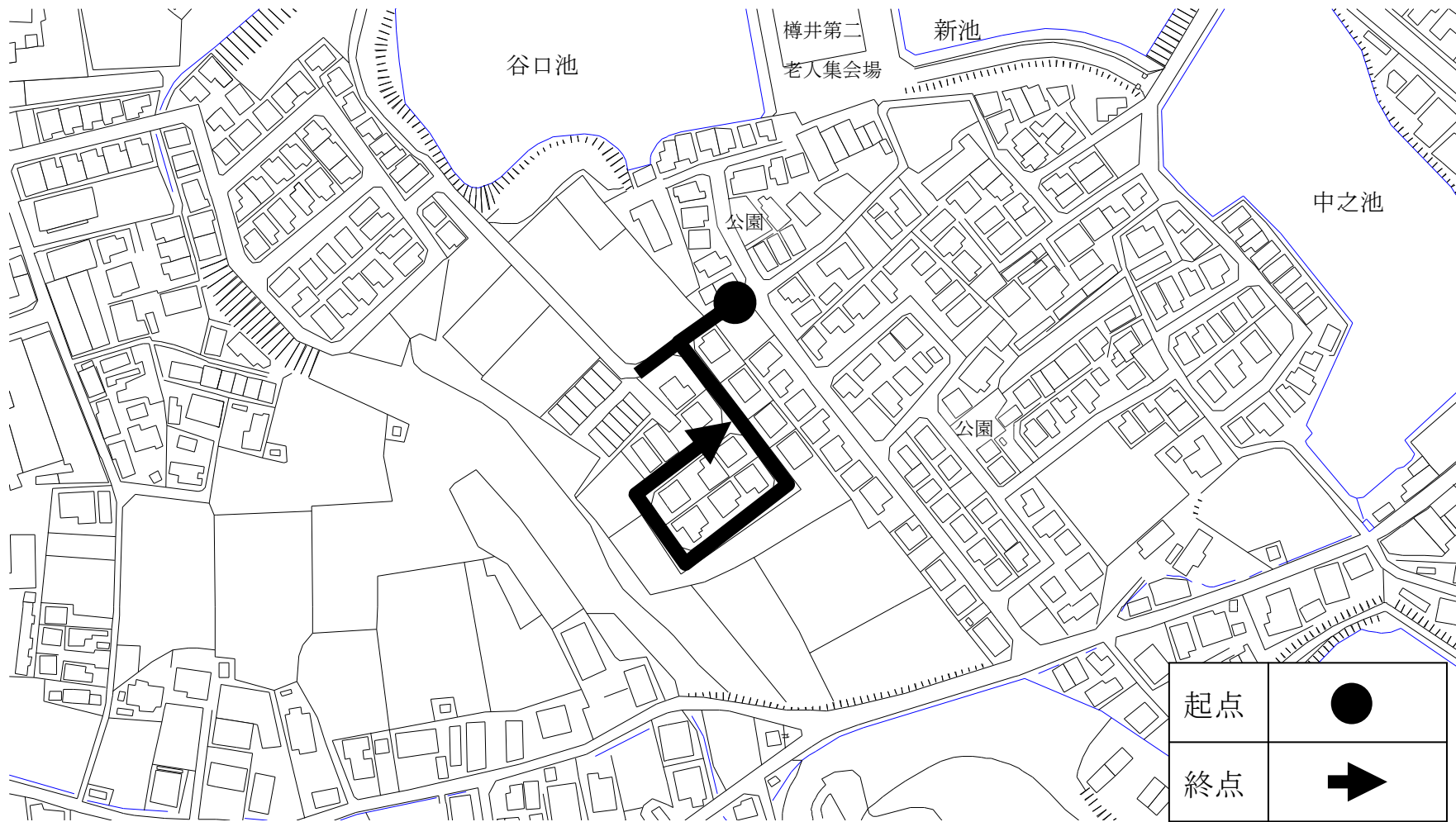
泉南市長 向 井 通 彦

認定路線

路 線 名	起 点	道路の最大最小幅員	道路延長	重要な経過地
	終 点			
樽井南住宅内線	樽井三丁目 5 4 5 - 2 7 番地先	6.0 m ~ 6.0 m	220.8 m	
	樽井三丁目 5 4 5 - 4 1 番地先			

認定路線

樽井南住宅内線



議案第6号

泉南市土地開発公社の解散について

泉南市土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

泉南市長 向 井 通 彦

議案第7号

第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第33条の5の7第1項第3号に規定する地方債について、次のとおり大阪府知事に許可を申請するに当たり、同条第3項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

泉南市長 向 井 通 彦

1 起債の目的

泉南市土地開発公社の解散に伴い必要となる債務保証に要する経費に充てるため。

2 起債の限度額

6,607,900千円

3 起債の方法

普通貸借（証書借入）又は証券発行

4 起債の利率

年6.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の率）

5 償還方法

償還期限は30年以内（据置期間なし）とし、償還方法は年賦又は半年賦、元利均等償還若しくは元金均等償還又は満期一括償還とする。この条件の範囲内において、借入先に融資条件がある場合は、その条件に従うことができる。また、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

議案第 8 号

権利の放棄について

次の権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

1 権利放棄の相手方

泉南市樽井一丁目 1 番 1 号

泉南市土地開発公社

理事長 奥平 薫

2 権利の内容

市が泉南市土地開発公社のために各金融機関との間で履行する保証債務額 6 , 6 0 7 , 9 0 9 , 6 5 2 円のうち、代物弁済として取得する土地の鑑定価格を控除した 5 , 2 8 3 , 9 5 6 , 6 5 2 円の債権

3 権利放棄の理由

泉南市土地開発公社の解散に当たり、回収不可能な債権を放棄するものである。

議案第9号

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に係る協議について

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約（平成11年泉南市告示第72号）を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により阪南市及び岬町と協議することにつき、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

阪南市泉南市岬町介護認定審査会の庶務を平成25年度から阪南市が行うこととするため、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約中の関係規定を変更する必要から、関係市町と協議するに当たり議会の議決を求めるものである。

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約（平成11年泉南市告示第72号）の一部を次のように変更する。

第5条第1項中「岬町長」を「阪南市長」に改め、同条第2項中「岬町長」を「阪南市長」に、「阪南市長」を「泉南市長」に、「泉南市長」を「岬町長」に改める。

第6条第2項中「阪南市」を「泉南市」に、「泉南市」を「岬町」に、「岬町」を「阪南市」に改める。

第7条中「岬町」を「阪南市」に改める。

第8条中「岬町長」を「阪南市長」に、「岬町議会」を「阪南市議会」に、「阪南市長」を「泉南市長」に、「泉南市長」を「岬町長」に改める。

第9条中「岬町」を「阪南市」に改める。

第10条第1項中「岬町」を「阪南市」に、「阪南市」を「泉南市」に、「泉南市」を「岬町」に改め、同条第2項中「岬町」を「阪南市」に、「阪南市長」を「泉南市長」に、「泉南市長」を「岬町長」に改める。

第11条及び第12条中「岬町」を「阪南市」に改める。

附則第3項中「この規約」を「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約（平成25年泉南市告示第 号）」に改め、同項第5号中「（昭和53年阪南町規則第2号）」を「（平成13年阪南市規則第8号）」に改め、同項第6号を次のように改める。

阪南市文書管理規程（平成13年阪南市規程第4号）

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 10 号

阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に係る協議について

阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約（平成 18 年泉南市告示第 48 号）を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により阪南市及び岬町と協議するにつき、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 3 項本文の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 28 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会の庶務を平成 25 年度から阪南市が行うこととするため、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約中の関係規定を変更する必要から、関係市町と協議するに当たり議会の議決を求めるものである。

阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約（平成18年泉南市告示第48号）の一部を次のように変更する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第5条第1項中「岬町長」を「阪南市長」に改め、同条第2項中「岬町長」を「阪南市長」に、「阪南市長」を「泉南市長」に、「泉南市長」を「岬町長」に改める。

第6条第2項中「阪南市」を「泉南市」に、「泉南市」を「岬町」に、「岬町」を「阪南市」に改める。

第7条中「岬町」を「阪南市」に改める。

第8条中「岬町長」を「阪南市長」に、「岬町議会」を「阪南市議会」に、「阪南市長」を「泉南市長」に、「泉南市長」を「岬町長」に改める。

第9条中「岬町」を「阪南市」に改める。

第10条第1項中「岬町」を「阪南市」に、「阪南市」を「泉南市」に、「泉南市」を「岬町」に改め、同条第2項中「岬町」を「阪南市」に、「阪南市長」を「泉南市長」に、「泉南市長」を「岬町長」に改める。

第11条及び第12条中「岬町」を「阪南市」に改める。

附則第2項中「この規約」を「阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約（平成25年泉南市告示第 号）」に改める。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

泉南市し尿処理場設置並びに管理条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市し尿処理場設置並びに管理条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 1 0 5 号）により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）が改正され、市が設置するし尿処理施設に置かれる技術管理者が有すべき資格について定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市し尿処理場設置並びに管理条例の一部を改正する条例

泉南市し尿処理場設置並びに管理条例（昭和39泉南市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（技術管理者の資格）

第11条 第2条の処理施設に置く技術管理者に係る資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）

技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

2年以上廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上

の実務に従事した経験を有する者

学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 1 2 号

泉南市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

泉南市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のように定める。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 3 7 号）により、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）が改正され、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する基準を定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準)

第2条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第3条 法第115条の14第1項の基準及び員数並びに同条第2項の設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）及び次条に定めるところによる。

(記録の保存年限)

第4条 指定地域密着型介護予防サービス基準第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項に規定する具体的なサ

ービスの内容等の記録については、指定地域密着型介護予防サービス基準の規定にかかわらず、当該サービスを提供した日（第40条第2項第1号、第63条第2項第1号及び第2号並びに第84条第2項第1号に掲げる計画にあっては当該計画の完了の日、第40条第2項第3号、第63条第2項第5号及び第84条第2項第4号に掲げる記録にあっては当該通知の日）から5年間保存するものとする。

（委任）

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第4条の規定は、この条例の施行日以後に整備の対象となる記録及び現に指定地域密着型介護予防サービス基準により保存されている記録であって、当該基準による保存期間が満了していないものについて適用する。

議案第 13 号

泉南市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

泉南市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように定める。

平成 25 年 2 月 28 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）により、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）が改正され、指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する基準を定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)

第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準)

第2条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 法第78条の4第1項の基準及び員数並びに同条第2項の設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)及び次条に定めるところによる。

(記録の保存年限)

第4条 指定地域密着型サービス基準第3条の40第2項、第17条第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項に規定する具体的なサービスの内容等の記録については、指定地域密着型サービス基準の規定にかかわらず、当該サービスを提供した日(第3条の40第2項第1号、第17条第2項第1号、第60条第2項第1号、第87条第2項第1号及び第2号、第107条第2項第1号、第128条

第2項第1号、第156条第2項第1号並びに第181条第2項第1号及び第2号に掲げる計画にあつては当該計画の完了の日、第3条の40第2項第5号、第17条第2項第3号、第60条第2項第3号、第87条第2項第5号、第107条第2項第4号、第128条第2項第5号、第156条第2項第4号及び第181条第2項第7号に掲げる記録にあつては当該通知の日)から5年間保存するものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第4条の規定は、この条例の施行日以後に整備の対象となる記録及び現に指定地域密着型サービス基準により保存されている記録であつて、当該基準による保存期間が満了していないものについて適用する。

議案第 14 号

泉南市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について

泉南市道路の構造の技術的基準を定める条例を別紙のように定める。

平成 25 年 2 月 28 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）により、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）が改正され、道路の構造の技術的基準を定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市道路の構造の技術的基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項の規定に基づき、市が管理する市道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(道路の区分)

第3条 この条例における道路の区分は、令第3条に定めるところによる。

(車線等)

第4条 車道（副道、停車帯その他道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号。以下「省令」という。）第2条に定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

区分		地形	設計基準交通量（単位 1日につき台）
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	7,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
		山地部	5,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		9,000

交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。

3 前項に規定する道路以外の道路（第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区分		地形	1車線当たりの設計基準交通量（単位 1日につき台）
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	7,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	山地部	5,000

第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		10,000

交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値とすることができる。

区分			車線の幅員（単位 メートル）
第3種	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75
	第4級		2.75
第4種	第1級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第2級及び第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道

に狭^キ窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第5条 車線の数^ニが4以上である道路の車線は、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合において、往復の方向別に分離するものとする。

2 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

3 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯の幅員(単位 メートル)	
第3種	第2級	1.75	1
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1	
	第2級		
	第3級		

4 中央帯には、側帯を設けるものとする。

5 前項の側帯の幅員は、0.25メートルとするものとする。

6 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

(路肩)

第6条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分			車道の左側に設ける路肩の幅員(単位 メートル)	
第3種	第2級から	普通道路	0.75	0.5
	第4級まで	小型道路	0.5	
	第5級		0.5	
第4種			0.5	

3 車道の右側に設ける路肩の幅員は、0.5メートル以上とするものとする。

4 第3種(第5級を除く。)の普通道路のトンネルの車道に接続する路肩の幅員は、0.5メートルまで縮小することができる。

5 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

6 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

7 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値又は第3項で規定する車道の右側に設ける路肩の幅員の値に当該路上施設を設けるのに必要

な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

第7条 第4種(第4級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(自転車道)

第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第9条 自動車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りで

ない。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とするものとする。
- 3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩道）

- 第10条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 第3種又は第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
 - 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。
 - 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベ

ンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第11条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(植樹帯)

第12条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第13条 道路の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況そ

その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60、50又は40	30
	第4級	50、40又は30	20
	第5級	40、30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60、50又は40	30
	第3級	50、40又は30	20
	第4級	40、30又は20	

（車道の屈曲部）

第14条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第32条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

（曲線半径）

第15条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	曲線半径（単位 メートル）	
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

（曲線部の片^う勾配）

第16条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第3種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、6パーセント）以下で適切な値の片勾配を附するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を附さないことができる。

区分	最大片勾配（単位 パーセント）
第3種	10
第4種	6

（曲線部の車線等の拡幅）

第17条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（緩和区間）

第18条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を附し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値をこえる場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位 メートル）
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

（視距等）

第19条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	視距（単位 メートル）
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車追越しを行うのに十

分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第20条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区分		設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	縦断勾配(単位 パーセント)	
第3種	普通道路	60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
		30	8	11
		20	9	12
	小型道路	60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	
第4種	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9

		3 0	8	1 0
		2 0	9	1 1
	小型道路	6 0	8	
		5 0	9	
		4 0	1 0	
		3 0	1 1	
		2 0	1 2	

(登坂車線)

第21条 普通道路の縦断勾配が5パーセントを超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第22条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径(単位 メートル)
6 0	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000

5 0	凸形曲線	8 0 0
	凹形曲線	7 0 0
4 0	凸形曲線	4 5 0
	凹形曲線	4 5 0
3 0	凸形曲線	2 5 0
	凹形曲線	2 5 0
2 0	凸形曲線	1 0 0
	凹形曲線	1 0 0

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	縦断曲線の長さ（単位 メートル）
6 0	5 0
5 0	4 0
4 0	3 5
3 0	2 5
2 0	2 0

（舗装）

第23条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして車道及び側帯

の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号）で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（横断勾配）

第24条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の下欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を附するものとする。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

（合成勾配）

第25条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	合成勾配（単位 パーセント）
60	10.5
50	11.5
40	
30	
20	

（排水施設）

第26条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

（平面交差又は接続）

第27条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

- 2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。
- 3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第4種第1級の普通道路にあっては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあっては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあっては2.5メートルまで縮小することができる。
- 4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メートル、小型道路にあっては2.5メートルを標準とするものとする。
- 5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

（立体交差）

第28条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適當なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第4条から第6条まで、第13条、第15条、第16条、第18条から第20条まで、第22条及び第25条の規定は、適用しない。

（鉄道等との平面交差）

第29条 道路が鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

交差角は、45度以上とすること。

踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位 1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ(単位 メートル)
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

(待避所)

第30条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が
少ない道路については、この限りでない。

待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。

待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。

待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第31条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施
設その他これらに類する施設で省令第3条で定めるものを設けるものとする。

(凸部、^{さく}狭窄部等)

第32条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させ

て歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部^{きく}を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第33条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第34条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯を設けるものとする。

(防護施設)

第35条 落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第36条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第37条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

(附帯工事等の特例)

第 38 条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第 4 条から前条までの規定（第 6 条、第 13 条、第 14 条、第 24 条、第 26 条、第 31 条及び第 35 条を除く。）による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第 39 条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第 4 条、第 5 条第 3 項から第 5 項まで、第 7 条、第 8 条第 3 項、第 9 条第 2 項及び第 3 項、第 10 条第 3 項及び第 4 項、第 12 条第 2 項及び第 3 項、第 15 条から第 22 条まで、第 23 条第 3 項並びに第 25 条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第 4 条、第 5 条第 2 項から第 4 項まで、第 6 条第 2 項、第 7 条、第 8 条第 3 項、第 9 条第 2 項及び第 3 項、第 10 条第 3 項及び第 4 項、第 12 条第 2 項及び第 3 項、第 19 条第 1 項、第 21 条第 2 項、第 23 条第 3 項、次条第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条第 1 項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第 40 条 自転車専用道路の幅員は 3 メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は 4 メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5 メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員 0.5 メートル以上の側方

余裕を確保するための部分を設けるものとする。

- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第38条まで及び前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあっては、第11条を除く。）は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第41条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、第3条から第10条まで、第12条から第38条まで及び第39条第1項の規定は、適用しない。

（委任）

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 15 号

泉南市道路標識の寸法に関する条例の制定について

泉南市道路標識の寸法に関する条例を別紙のように定める。

平成 25 年 2 月 28 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）により、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）が改正され、道路標識の寸法を定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市道路標識の寸法に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律180号。以下「法」という。)第45条第3項の規定に基づき、市が管理する市道に設ける道路の案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省省令第3号)において使用する用語の例による。

(道路標識の寸法)




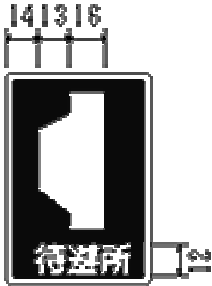
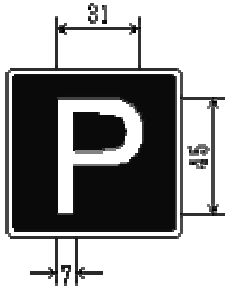

第3条 道路標識の寸法は、別表に定めるとおりとする。

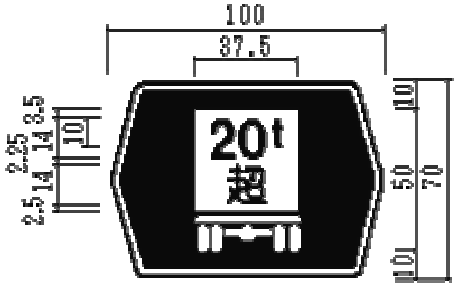
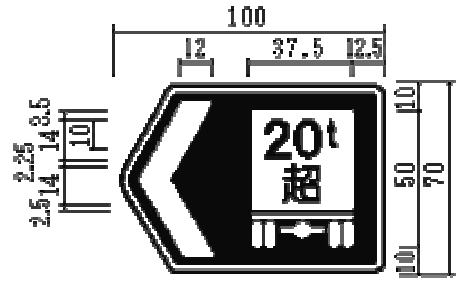
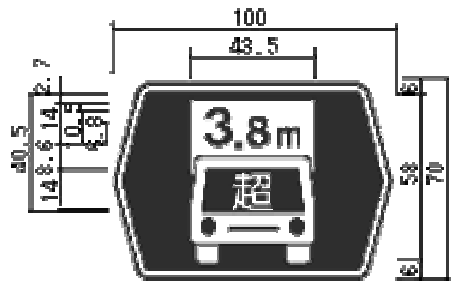
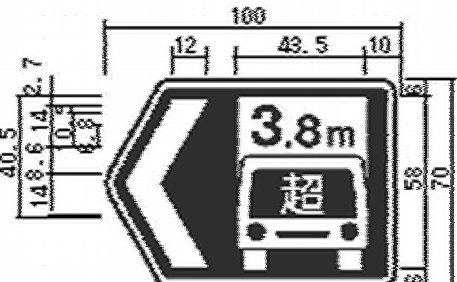


附 則

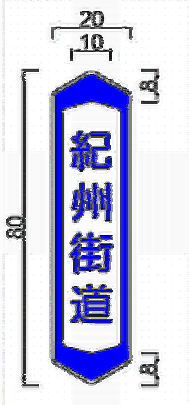
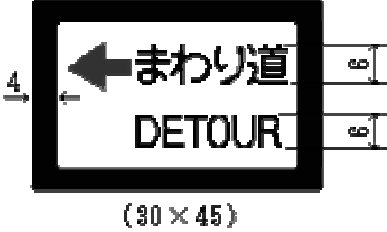
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表

案内標識

入口の方向 (1 0 3 - A)	入口の方向 (1 0 3 - B)	入口の予告 (1 0 4)
 <p>阪和自動車道 HANWA EXPWY</p> <p>Dimensions: 60 (height), 20 (text height), 10 (padding), 20 (arrow height)</p>	 <p>4 阪神高速 泉佐野南入口 大阪市内 神戸方面 Osaka Kobe 4-22</p> <p>Dimensions: 25 (top text), 12.5 (middle text), 25 (bottom text), 17 (padding), 17 (padding), 14 (padding)</p>	 <p>阪和自動車道 HANWA EXPWY</p> <p>入 □ 2 km</p> <p>Dimensions: 60 (text height), 10 (padding), 17 (padding), 17 (padding), 14 (padding)</p>
待避所 (1 1 6 の 3)	駐車場 (1 1 7 - A)	登坂車線 (1 1 7 の 2 - A)
 <p>待避所 (90 × 60)</p> <p>Dimensions: 14, 13, 16 (top text), 90 (width), 60 (height), 20 (padding)</p>	 <p>P (60 × 60)</p> <p>Dimensions: 81 (width), 45 (height), 7 (padding)</p>	 <p>登坂車線 SLOWER TRAFFIC</p> <p>(60 × 160)</p> <p>Dimensions: 20, 8 (top text), 20 (padding), 91 (padding), 60 (width), 160 (height)</p>

<p>総重量限度緩和指定道路 (118の3-A)</p>	<p>総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)</p>
		
<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)</p>	<p>道路の通称名(119-A)</p>	<p>道路の通称名(119-B)</p>
		

道路の通称名 (1 1 9 - C)	まわり道 (1 2 0 - A)
	

備考

1 寸法

案内標識は、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下この備考において同じ。）を基準とする。

地名が表示されている案内標識については、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。

案内標識は、図示の寸法の3倍まで拡大することができる。

「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。

「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路」及び「まわり道(120-A)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法（前号に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又

は2倍に、それぞれ拡大することができる。

「登坂車線」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名（119-C）」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。

2 文字等の大きさ等

案内標識の文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

案内標識で、この表に掲げるもの並びに「著名地点（114-B）」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあつては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度（単位 キロメートル毎時）	文字の大きさ（単位 センチメートル）
40、50又は60	20
30以下	10

「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、前号の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。

「著名地点（114-B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。

「市町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、都府県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさ

は、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

「方面及び方向」を表示する案内標識に路線を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、経由路線を表す記号については日本字の大きさの1.6倍以下、方面としての路線を表す記号については日本字の大きさの0.9倍以下の大きさとする。

「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

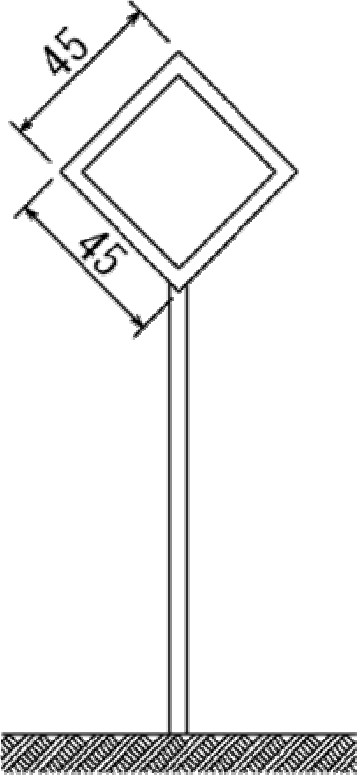
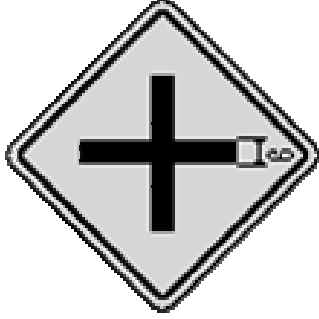
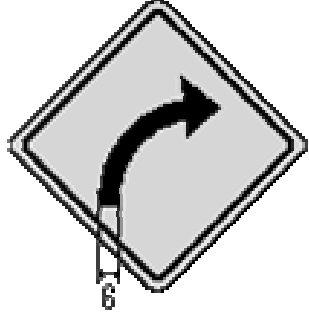
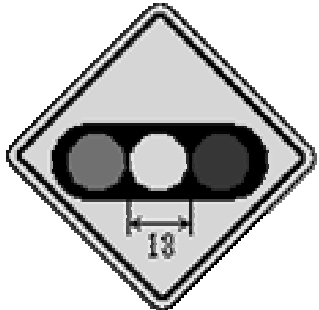

案内標識の縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

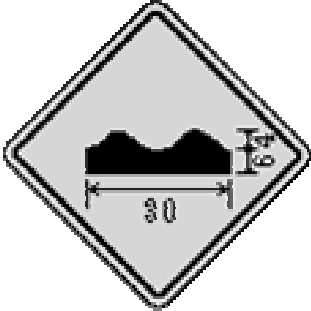

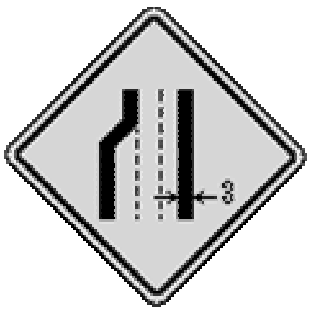
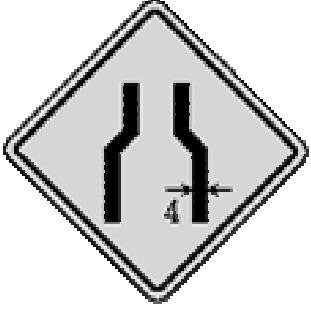
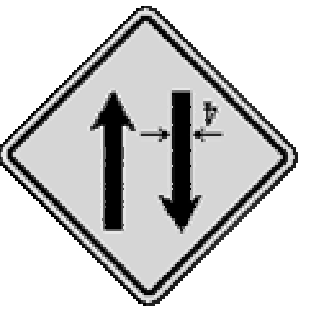
ア 縁は、次のとおりとする。

- (ア) 「待避所」、「駐車場」及び「まわり道(120-B)」を表示するもの 9ミリメートル
- (イ) 「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路」を表示するもの 16ミリメートル
- (ウ) 「登坂車線」を表示するもの 10ミリメートル
- (エ) 「道路の通称名」を表示するもの 8ミリメートル
- (オ) その他のもの 日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

イ 縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

警戒標識

本標識板の規格	形道路交差点あり (2 0 1 - A)	右 (又は左) 方屈曲あり (2 0 2)
		
	<p>信号機あり (2 0 8 の 2)</p>	<p>落石のおそれあり (2 0 9 の 2)</p>
		

路面凹凸あり(209の3)	合流交通あり(210)	車線数減少(211)
		
幅員減少(212)	二方向交通(212の2)	
		

備考

1 寸法

警戒標識は、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下この備考において同じ。）を基準とする。

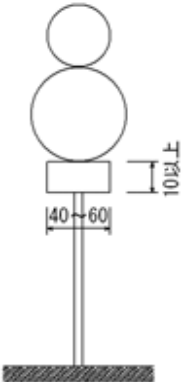

警戒標識については、設計速度が60キロメートル毎時以上の市道に設置する場合には、図示の寸法の2倍まで拡大することができる。

警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

2 縁及び縁線の太さ

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

補助標識

補助標識板の規格	注意事項(510)
	

備考

- 1 補助標識は、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。）を基準とする。
- 2 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

議案第 16 号

泉南市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

泉南市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を別紙のように定める。

平成 25 年 2 月 28 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）が改正され、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 歩道等（第3条 - 第10条）

第3章 立体横断施設（第11条 - 第16条）

第4章 乗合自動車停留所（第17条・第18条）

第5章 自動車駐車場（第19条 - 第29条）

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第30条 - 第33条）

第7章 補則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、市が管理する市道の道路移動等円滑化基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116

号)において使用する用語の例による。

第2章 歩道等

(歩道)

第3条 道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、泉南市道路の構造の技術的基準を定める条例(平成25年条例第 号。以下「道路構造条例」という。)第10条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例第9条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(歩道等と車道等の分離)

第7条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

（高さ）

第8条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

（車両乗入れ部）

第10条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第6条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

第3章 立体横断施設

（立体横断施設）

第11条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑

- な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。
- 2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。
 - 3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

（エレベーター）

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

かごの内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。

前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

かご及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。

かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。

かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。

かご内に手すりを設けること。

かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

かご内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字をはり付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。

停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。

縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

横断勾配は、設けないこと。

2段式の手すりを両側に設けること。

手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。

傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

(エスカレーター)

第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。

踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。

昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。

踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。

くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。

エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。

踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

2段式の手すりを両側に設けること。

手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第16条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

有効幅員は、1.5メートル以上とすること。

2段式の手すりを両側に設けること。

手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。

段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合において

は、柵その他これに類する工作物を設けること。

階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。

踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

第4章 乗合自動車停留所

(高さ)

第17条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第18条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第5章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第19条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分(以下「障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。

当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

有効幅は、3.5メートル以上とすること。

障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第 2 0 条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分(以下「障害者用停車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

車両への乗降の用に供する部分の有効幅は 1.5メートル以上とし、有効奥行きは 1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。

障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第 2 1 条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち 1 以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。

戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を 1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1 以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第 2 2 条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち 1 以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

有効幅員は、2メートル以上とすること。

車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第23条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第12条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第12条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第24条 第13条の規定は、前条第1項の傾斜路について準用する。

(階段)

第25条 第16条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第26条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第22条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第27条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第28条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

第22条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。

出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

腰掛便座及び手すりを設けること。

高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第29条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第27条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第30条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第31条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚

障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第32条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第33条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

第7章 補則

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第3条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。

- 3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。
- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。
- 6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第10条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。

議案第 17 号

泉南市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 25 年 2 月 28 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）により、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）が改正され、都市公園及び公園施設の設置及び基準を定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市都市公園条例の一部を改正する条例

泉南市都市公園条例（昭和56年泉南市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 都市公園及び公園施設の設置及び基準（第3条 第7条の13）

第3章 都市公園の管理（第8条 第19条）

第4章 有料公園施設（第20条 第26条）

第5章 雑則（第27条 第35条）

第6章 罰則（第36条）

附則

第1条中「命令」の次に「並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「円滑化法」という。）」を、「公園の」の次に「設置及び」を加える。

第31条第1項第1号中「第3条」を「第8条」に、「第29条」を「第34条」に改め、同項第2号中「第5条（第29条）」を「第10条（第34条）」に改め、同項第3号中「第11条（第29条）」を「第16条（第34条）」に、「第19条」を「第24条」に改め、同条を第36条とする。

第5章を第6章とする。

第4章中第30条を第35条とする。

第29条中「第3条から第27条」を「第8条から第32条」に改め、同条を第34条とし、第28条を第33条とし、第27条を第32条とし、第26条を第31条とする。

第25条中「第3条」を「第8条」に改め、同条を第30条とする。

第24条中「第3条」を「第8条」に、「第11条又は第19条」を「第16条又は第24条」に改め、同条を第29条とし、第23条を第28条とする。

第22条中「第13条」を「第18条」に、「第20条」を「第25条」に改め、同条を第27条とする。

第4章を第5章とする。

第3章中第21条を第26条とし、第20条を第25条とする。

第19条中「第17条」を「第22条」に改め、同条を第24条とする。

第18条中「第15条」を「第20条」に改め、同条を第23条とする。

第17条を第22条とし、第16条を第21条とし、第15条を第20条とする。

第3章を第4章とする。

第2章中第14条を第19条とする。

第13条第1項中「第3条」を「第8条」に改め、同条を第18条とし、第12条を第17条とし、第11条の6を第16条の6とし、第11条の5を第16条の5とし、第11条の4を第16条の4とする。

第11条の3第1項第2号中「第11条の6」を「第16条の6」に改め、同条を第16条の3とし、第11条の2を第16条の2とする。

第11条第1項中「第3条」を「第8条」に改め、同条第2項中「第3条」を「第8条」に改め、同条を第16条とし、第10条を第15条とし、第9条を第14条とし、第8条を第13条とする。

第7条第1号及び第2号を次のように改める。

公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事実施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 都市公園の復旧方法
- ケ その他市長の指示する事項

公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他市長の指示する事項

第7条を第12条とし、第6条を第11条とする。

第5条ただし書中「第3条」を「第8条」に、「第9条」を「第14条」に改め、同条を第10条とし、第4条を第9条とする。

第3条第1項第2号中「第17条」を「第22条」に改め、同条を第8条とする。

第2章を第3章とし、第1章の次に次の1章を加える。

第2章 都市公園及び公園施設の設置及び基準

(住民1人あたりの都市公園の敷地面積の標準)

第3条 本市の区域内の都市公園の住民1人あたりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人あたりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第4条 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれの特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用できるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

主として本市の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は鑑賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第5条 法第4条第1項本文に規定する一の公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、10分の2を超えてはならない。ただし、動物園等教養施設等を設ける場合その他次条で定める公園施設を設置する当該都市公園については、次条で定める範囲内でこれを超えることができる。

(公園施設の設置基準の特別の場合)

第6条 前条ただし書で定める特別の場合、次に掲げる場合とする。

都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設を設ける場合に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のアからウまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

ア 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物

イ 景観法(平成16年法律第110号)の規定により景観重要建造物として指定された建築物

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2号の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。以下同じ。）を設ける場合に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準）

第7条 円滑化法第13条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することを原則として、次条から第7条の13までに定めるとおりとする。

（園路及び広場）

第7条の2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の回転に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が回転することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両面には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側壁が壁面である場合は、この限りでない。

高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

次条から第7条の10までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

(屋根付広場)

第7条の3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(休憩所及び管理事務所)

第7条の4 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の形状その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただ

し、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第7条の7第2項、第7条の8及び第7条の9の基準に適合するものであること。

- 2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第7条の5 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

出入口は、第7条の3第1項第1号の基準に適合するものであること。

出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の回転に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、

2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

当該野外劇場の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第7条の7第2項、第7条の8及び第7条の9の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。

車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

（駐車場）

第7条の6 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪

車及び普通自動二輪車（いずれも側車付のものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

幅は、350センチメートル以上とすること。

車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

（便所）

第7条の7 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

男性用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

便所（男性用及び女性用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第7条の8 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

腰掛便座及び手すりが設けられていること。

高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。

第7条の9 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第7条の7第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第7条の10 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(掲示板及び標識)

第7条の11 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第7条の12 第7条の2から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第7条の2の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(一時使用目的の特定公園施設)

第7条の13 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、第7条の2から前条までの規定によらないことができる。

別表第1中「第13条」を「第18条」に改め、同表中「第3条」を「第8条」に改める。

別表第2中「第15条、第20条」を「第20条、第25条」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 18 号

市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

市営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 25 年 2 月 28 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）により、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）が改正され、市営住宅の入居すべき収入基準を定めるため、本条例を提案するものである。

市営住宅管理条例の一部を改正する条例

市営住宅管理条例（平成9年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号。以下「密集市街地整備法」という。）第19条及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション建替え法」という。）第117条の規定により市営住宅への入居を希望する旨を市長に申し出た者についてはこの限りではない。

第4条第1項第1号中「第27」を「第27条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 法23条第1号イの条例で定める場合及び条例で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして次に掲げる場合 214,000円

ア 入居者又は同居者に(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者がある場合

(ア) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

b 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の厚生労働大臣の認定を受けている者

(E) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(オ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

ウ 同居者に義務教育修了までの者がある場合

公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅を居住していた低額所得者に転貸するために借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

第4条に次の3項を加える。

3 法第23条第1号口の条例で定める金額は、158,000円とする。

4 密集市街地整備法第20条第1項第2号イ及びマンション建替え法第118条第1項第2号イの条例で定める金額は第2項第1号及び前項に定めるとおりとする。

5 密集市街地整備法第20条第1項第2号口及びマンション建替え法第118条第1項第2号口の条例で定める条件は、第1項に定めるとおりとする。

第7条第2項前段中「第4条」の次に「(第2項第2号を除く。)」を加え、同項中「第1項において引用する法第23条第2号(口を除く。)中「、口又はハ」とあるのは「又はハ」と、「イ及びロ」とあり、及び「イ又はロ」とあるのは「イ」と、「のいずれをも超えない範囲内で政令で定める金額」とあるのは「を超えない範囲内で住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号。以下「改良法施行令」という。)第12条の規定により読み替えられた令第6条第3項第2号に定める金額」と、第4条第2項中「令第6条第3項第1号」とあるのは「改良法施行令第12条の規定により読み替えられた令第6条第3項第1号」と読み替えるものとする」を「第2項第1号中「214,000円」とあるのは、「住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号。以下「改良法施行令」という。)第12条の規定により読み替えられた139,000円」と、同条第3項中「158,000円」とあるのは「改良法施行令第12条の規定により読み替えられた114,000円」と読み替えるものとする」に改める。

第10条第1項中「あって」の次に「、次項に該当する場合を除き」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が、公営住宅の入居者にあつては第4条第2項及び同条第3項に規定する金額、改良住宅の入居者にあつては第7条第2項において準用する第4条第2項及び同条第3項に規定する金額を超えるとき。

第18条第3項中「手続き」を「手続」に改める。

第19条第2号中「塵芥」を「じんかい」に改める。

第22条第1項中「次の各号に掲げる場合にあつては当該各号」を「第4条第2項及び同条第3項(第7条第2項において準用する場合を含む。)」に改め、同項各号を削る。

第39条第4項中「第1項」を「第2項」に改める。

第42条中「拒否する」を「受け入れない」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間は、平成21年4月1日において市営住宅に入居していた者に係る法第28条第1項に規定する収入の基準及び同条第2項に規定する毎月の家賃の算定方法並びに法第29条第1項に規定する収入の基準については、改正後の市営住宅管理条例（以下「改正後条例」という。）第4条第1項、同条第2項及び第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間における改正後条例第4条第2項第1号イの規定については、同号イ中「60歳」とあるのは、「平成18年3月31日において50歳」とする。

議案第 19 号

市営住宅等整備基準条例の制定について

市営住宅等整備基準条例を別紙のように定める。

平成 25 年 2 月 28 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）により、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）が改正され、市営住宅及び共同施設の整備基準を定めるため、本条例を提案するものである。

市営住宅等整備基準条例

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26法律第193号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、本市における市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の整備に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、使用する用語の意義は、法及び市営住宅管理条例（平成9年泉南市条例第15号）において使用する用語の例による。

（健全な地域社会の形成）

第3条 市営住宅等はその周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

（良好な住居環境の確保）

第4条 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者及び同居者（以下「入居者等」という。）にとつて便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

（費用の縮減への配慮）

第5条 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

（位置の選定）

第6条 市営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境

が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

（敷地の安全等）

第7条 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

（住棟等の基準）

第8条 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

（住宅の基準）

第9条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅（市営住宅のうち法第2条第4号に規定する公営住宅の買取り又は同条第6号に規定する公営住宅の借上げ（公営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設の買取り又は借上げを除き、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第2条第1項に規定する公的賃貸住宅等を買取り、又は賃借する場合にあっては、同法第6条第1項に規定する地域住宅計画に基づき実施される買取り又は借上げに限る。）に係る市営住宅を除く。以下この条、次条第3項、第11条及び第12条において同じ。）には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るためのものとして規則に定める措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るためのものとして規則に定める措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主

要な部分をいう。以下同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るためのものとして規則に定める措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるためのものとして規則に定める措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第10条 市営住宅の1戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るためのものとして規則で定める措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第11条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるためのものとして規則で定める措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第12条 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るためのものとして規則で定める措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第13条 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなけれ

ばならない。

(児童遊園)

第 1 4 条 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第 1 5 条 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第 1 6 条 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第 1 7 条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 25 年 2 月 28 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）により、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）が改正され、公共下水道の構造の技術上の基準及び都市下水路の構造及び維持管理に関する基準について定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市下水道条例の一部を改正する条例

泉南市下水道条例（平成5年泉南市条例第1号）の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 排水設備の設置等（第3条 第10条）
- 第3章 公共下水道の使用（第11条 第17条）
- 第4章 公共下水道の施設に関する構造基準等（第18条 - 第19条）
- 第5章 使用料及び手数料（第20条 第27条）
- 第6章 行為の許可及び占用（第28条 第32条）
- 第7章 都市下水路（第33条 - 第35条）
- 第8章 罰則（第36条・第37条）
- 第9章 雑則（第38条）

附則

- 第1条中「使用」の次に「並びに施設の構造及び維持管理の基準等」を加える。
- 第2条中第12号を第13号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。
排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。

第13条第1項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

第13条第1項に次の2号を加える。

窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

第13条第2項各号列記以外の部分中「第3号までに」を「第4号まで、第6号及び第7号に」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125ミリグラム未満

第13条第2項に次の2号を加える。

窒素含有量 1リットルにつき150ミリグラム未満

燐含有量 1リットルにつき20ミリグラム未満

第15条第1項中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

第15条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

第15条第2項各号列記以外の部分中「第5号までに」を「第6号まで、第8号及び第9号に」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125ミリグラム未満

第15条第2項に次の2号を加える。

窒素含有量 1リットルにつき150ミリグラム未満

燐含有量 1リットルにつき20ミリグラム未満

第34条を第38条とする。

第8章を第9章とする。

第7章中第33条を第37条とし、第32条を第36条とする。

第7章を第8章とする。

第31条中「第26条」を「第28条」に、「第30条」を「第32条」に改め、第6章中同条を第35条とし、同章中同条の前に次の2条を加える。

(都市下水路の構造の基準)

第33条 第18条及び第19条の規定は、都市下水路の構造の基準について準用する。

(都市下水路の維持管理の基準)

第34条 都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。

しゅんせつは、1年に1回以上行うものとする。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。

洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、1月に1回以上行うものとする。

第6章を第7章とする。

第5章中第30条を第32条とし、第26条から第29条までを2条ずつ繰り下げる。

第5章を第6章とする。

第4章中第25条を第27条とし、第18条から第24条までを2条ずつ繰り下げる。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 公共下水道の施設に関する構造基準等

(排水施設の構造の技術上の基準)

第18条 公共下水道の排水施設(これを補完する施設を含む。)の構造の基準は、次のとおりとする。

堅固で耐久性を有する構造とする。

コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置を講ずるものとする。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立ち入りを制限する措置を講ずるものとする。

下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する装置を講ずるものとする。

地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置を講ずるものとする。

排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する装置を講ずるものとする。

暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずるものとする。

暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設ける。

ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設ける。

（適用除外）

第 19 条 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

工事を施工するために仮に設けられる公共下水道

非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 1 号

泉南市準用河川管理施設等構造条例の制定について

泉南市準用河川管理施設等構造条例を別紙のように定める。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 3 7 号）により、河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）が改正され、準用河川に係る河川管理施設等の構造について河川管理上必要とされる技術的基準を定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市準用河川管理施設等構造条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 堤防（第3条 第14条）
- 第3章 床止め（第15条 第18条）
- 第4章 堰（第19条 第28条）
- 第5章 水門及び樋門（第29条 第36条）
- 第6章 橋（第37条 第42条）
- 第7章 伏せ越し（第43条 第47条）
- 第8章 雑則（第48条 第49条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、泉南市内における準用河川管理施設又は河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）

第26条第1項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）のうち、堤防その他の主要なものの構造について準用河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

計画高水流量 過去の主要な洪水及びこれらによる災害の発生の状況並びに流域及び災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮して、河川管理者が定めた高水流量をいう。

計画横断形 計画高水流量の流水を流下させ、背水が河川外に流出することを防止し、河川を適正に利用させ、流水の正常な機能を維持し、及び河川環境の整備と保全をするために必要な河川の横断形で、河川管理者が定めたものをいう。

流下断面 流水の流下に有効な河川の横断面をいう。

計画高水位 計画高水流量及び計画横断形に基づいて、又は流水の貯留を考慮して、河川管理者が定めた高水位をいう。

第2章 堤防

(適用の範囲)

第3条 この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防について適用する。

(構造の原則)

第4条 堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とするものとする。

(材質及び構造)

第5条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。

(高さ)

第6条 堤防の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土

地の地盤高（以下「堤内地盤高」という。）が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

2 胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。

3 計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量が1秒間につき50立方メートル未満であり、かつ、堤防の天端幅が2.5メートル以上である場合は、第1項の規定にかかわらず、計画高水位に0.3メートルを加えた値以上とするものとする。

（天端幅）

第7条 堤防の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、3メートル以上とするものとする。

2 計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、第1項の規定にかかわらず、計画高水流量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

項	計画高水流量（単位 1秒間につき立方メートル）	天端幅（単位 メートル）
1	50未満	2
2	50以上 100未満	2.5

（盛土による堤防の法勾配等）

第8条 盛土による堤防（胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。）の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、50パーセント以下とするものとする。

2 盛土による堤防の法面は、芝等によって覆うものとする。

（護岸）

第9条 流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表法面に護岸を設けるものとする。

(水制)

第10条 流水の作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は水勢を緩和する必要がある場合においては、適当な箇所に水制を設けるものとする。

(管理用通路)

第11条 堤防には、規則で定めるところにより、河川の管理のための通路(以下「管理用通路」という。)を設けるものとする。

(背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例)

第12条 甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生ずることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第6条第1項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によって背水が生じないようにすることができる区間にあっては、この限りでない。

2 前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さとは乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に0.6メートルを加えた高さとは一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間(以下「背水区間」という。)の堤防の天端幅は、第7条第1項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、この限りでない。

(天端幅の規定の適用除外等)

第13条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第7条、前条第2項の規定は、適用しない。

2 胸壁を有する堤防に関する第7条、前条第2項の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみなす。

(連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例)

第 1 4 条 堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合には、それぞれの段階における堤防について、計画堤防の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章(第 1 2 条及び前条を除く。)の規定を準用する。

第 3 章 床止め

(構造の原則)

第 1 5 条 床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(護床工)

第 1 6 条 床止めを設ける場合において、これに接続する河床の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工を設けるものとする。

(護岸)

第 1 7 条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、規則で定めるところにより、護岸を設けるものとする。

(魚道)

第 1 8 条 床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、規則で定めるところにより、魚道を設けるものとする。

第 4 章 堰

(構造の原則)

第 1 9 条 堰は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 堰は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堰に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(流下断面との関係)

第20条 可動堰の可動部(流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。)以外の部分(堰柱を除く。)及び固定堰は、流下断面(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条及び第38条第1項において同じ。)内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、この限りでない。

(可動堰の可動部のゲートの構造)

第21条 可動堰のゲート(バルブを含む。以下この章において同じ。)は、確実に開閉し、かつ、必要な水密性及び耐久性を有する構造とするものとする。

2 可動堰のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

3 可動堰のゲートは、予想される荷重に対して安全な構造とするものとする。

(ゲートに作用する荷重の種類)

第22条 可動堰のゲートに作用する荷重としては、ゲートの自重、貯留水による静水圧の力、貯水池内に堆積する泥土による力、貯留水の氷結時における力、地震時におけるゲートの慣性力、地震時における貯留水による動水圧の力及びゲートの開閉によって生ずる力を採用するものとする。

(荷重等の計算方法)

第23条 前条に規定する荷重の計算その他可動堰の構造計算に関し必要な技術的基準は、規則で定める。

(可動堰の可動部のゲートの高さ)

第24条 可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水位に0.6mを加えた値以上

で、当該地点における河川の両岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとする。

2 可動堰の可動部の起伏式ゲートの倒伏時における上端の高さは、可動堰の基礎部（床版を含む。）の高さ以下とするものとする。

（可動堰の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例）

第25条 背水区間に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、治水上の支障がないと認められるときは、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。

当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、0.6メートルを加えた高さ
計画高水位

2 地盤沈下のおそれがある地域に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、前条第1項及び前項の規定によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

（管理施設）

第26条 可動堰には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

（護床工等）

第27条 第16条から第18条までの規定は、堰を設ける場合について準用する。

（洪水を分流させる堰に関する特例）

第28条 第20条及び第24条の規定は、洪水を分流させる堰については、適用しない。

第5章 水門及び樋門

(構造の原則)

第29条 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(構造)

第30条 水門及び樋門(ゲート及び管理施設を除く。)は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

2 樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

(断面形)

第31条 河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量を勘案して定めるものとする。

2 前項の規定は、河川及び準用河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門について準用する。

(河川を横断して設ける水門の径間長等)

第32条 第20条の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。この場合において、第20条中「可動堰の可動部(流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。)

2 河川を横断して設ける樋門で2門以上のゲートを有するものの内法幅は、5メートル以上とするものとする。ただし、内法幅が内法高の2倍以上となるときは、この限りでない。

(ゲート等の構造)

第33条 水門及び樋門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

- 2 水門及び樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。
- 3 水門及び樋門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。
(水門のゲートの高さ等)

第34条 水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防(計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防)の高さを下回らないものとする。

- 2 第24条第1項の規定は、河川を横断して設ける水門(流水を分流させる水門を除く。)のカーテンウォール及びゲートの高さについて、第25条の規定は、河川を横断して設ける水門のカーテンウォール及びゲートの高さについて準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「水門のカーテンウォールの下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」と読み替えるものとする。
(管理施設等)

第35条 第26条の規定は、水門及び樋門について準用する。

- 2 水門は、規則で定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。
(護床工等)

第36条 第16条及び第17条の規定は、水門又は樋門を設ける場合について準用する。

第6章 橋

(河川区域内に設ける橋台の構造の原則)

第37条 河川区域内に設ける橋台は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

- 2 河川区域内に設ける橋台は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著し

い支障を及ぼさず、並びに橋台に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(橋台)

第38条 河岸、背水区間に係る堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。)に設ける橋台は、流下断面内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

2 堤防に設ける橋台(前項の橋台に該当するものを除く。)は、堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。

3 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。

4 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

(桁下高等)

第39条 第24条第1項及び第25条の規定は、橋の桁下高について準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「橋の桁下高」と読み替えるものとする。

2 橋面(路面その他規則で定める橋の部分をいう。)の高さは、背水区間又は高潮区間においても、橋が横断する堤防(計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防)の高さ以上とするものとする。

(護岸等)

第40条 第16条及び第17条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

(管理用通路の構造の保全)

第41条 橋（取付部を含む。）は、規則で定めるところにより、管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

（適用除外）

第42条 第38条第1項から第3項まで及び第39条の規定は、治水上の影響が著しく小さいものとして規則で定める橋については、適用しない。

2 この章（第39条及び前条を除く。）の規定は、堰又は水門と効用を兼ねる橋及び樋門に附属して設けられる橋については、適用しない。

第7章 伏せ越し

（適用の範囲）

第43条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

（構造の原則）

第44条 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

（構造）

第45条 堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。）を横断して設ける伏せ越しにあつては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第30条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。

（ゲート等）

第46条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な

箇所、ゲート（バルブを含む。次項において同じ。）を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

- 2 前項のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。
- 3 第26条の規定は伏せ越しについて準用する。

（深さ）

第47条 伏せ越しは、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。）の河床の表面から、堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。）の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ1メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

第8章 雑則

（適用除外）

第48条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、適用しない。

治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等
臨時に設けられる河川管理施設等

工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等

特殊な構造の河川管理施設等で、市長がその構造が第2章から第7章までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの

（計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例）

第49条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物にあっては、法第26条の許可。以下この条において同

じ。)があった後における計画高水流量、計画横断形、計画高水位(以下この条において「計画高水流量等」という。)の決定又は変更によってこの条例の規定に適合しないこととなった場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築(災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。)に係る河川管理施設等については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 2 2 号

泉南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の制定について

泉南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例を別紙のように定める。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 1 0 5 号）により、水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）が改正され、水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等を定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事、当該工事の技術上の監督業務を行う者(以下「布設工事監督者」という。)に必要な資格及び水道技術管理者に必要な資格について定めるものとする。

(布設工事監督者を配置する工事)

第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、水道施設の新設又は次に掲げるその増設若しくは改造の工事とする。

1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模な改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項の規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

10年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者

第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第1号に規定する卒業者にあつては1年以上、第2号に規定する卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- 2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業者にあつては1年以上」とあるのは「第1号の卒業者にあつては6箇月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7項中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8項中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第4条 法19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

前条第1項に規定する簡易水道以外の水道の布設工事監督者としての資格を有する者

前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

2 簡易水道又は1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数以上の2分の1以

上」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 2 3 号

泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

地方分権の進展による基礎自治体の重要性の高まりに伴い、業務の効率化を図り、新たな行政課題へ対応するとともに、市民にわかりやすい組織づくりを推進するため、所要の改正を行う必要から本条例を提案するものである。

泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例

泉南市事務分掌条例（昭和46年泉南市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号及び第2号を次のように改める。

総合政策部

総務部

第2条総務部の項中第5号から第9号までを削り、同項第4号中「公聴」を「広聴」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加え、同項を総合政策部とする。

防災及び危機管理の総合施策に関すること。

第2条財務部の項中第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同項に次の3号を加える。

議会及び法規に関すること。

文書及び統計に関すること。

庁舎及び情報管理に関すること。

第2条財務部の項に次の1号を加え、同項を総務部とする。

他の部の所管に属しないこと。

第2条人権推進部の項第4号中「男女共同参画施策」を「男女平等参画施策」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（泉南市議会委員会条例の一部改正）

2 泉南市議会委員会条例（平成13年泉南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務部」を「総合政策部」に、「財務部」を「総務部」に、「行財政改革推進室」を「行革・財産活用室」に改める。

議案第 2 4 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

住居手当の世帯主支給分の廃止及び賃貸に係る家賃補助の金額の見直しを行う必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第1項各号列記以外の部分及び同項第1号中「11,500円」を「12,000円」に改め、同項第2号中「11,500円」を「11,000円」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 2 5 号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

国家公務員の退職手当の支給水準の引下げ等を考慮し、泉南市職員の退職手当の支給について所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の退職手当に関する条例 (昭和 3 1 年泉南市条例第 1 4 号) の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「 2 0 年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者」を削り、「 1 0 0 分の 1 0 4 」を「 1 0 0 分の 8 7 」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第 6 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 4 項」とする。

附則第 5 項中「 3 6 年」の次に「以上 4 2 年以下」を加え、「 (傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。) 」を削り、「その者の勤続期間を 3 5 年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第 5 条の 2 の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (昭和 5 1 年泉南市条例第 2 9 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「第 3 条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第 4 条若しくは第 5 条」を「第 3 条から第 5 条まで」に改め、「 2 0 年以上、」及び「新条例第 3 条から第 5 条の 3 までの規定にかかわらず」を削り、「 1 0 0 分の 1 0 4 」を「 1 0 0 分の 8 7 」に改める。

附則第 3 項中「第 3 条第 1 項 (傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く) 」を「第 3 条第 1 項の」に改め、「 3 6 年」の次に「以上 4 2 年以下」を加え、「新条例第 3 条第 1 項及び第 5 項の

2の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第4項中「新条例第5条から第5条の3の規定にかかわらず、」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年泉南市条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「44年」を「42年」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年泉南市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「退職手当の額が、新条例第2条の4」を「額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第4項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、新条例第2条の4」に改め、「附則第7条の規定による改正後の」及び「附則第8条の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下この項において「新退職手当条例」という。)附則第

4 項（新退職手当条例附則第 6 項及び第 3 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第 4 項においてその例による場合を含む。）及び第 5 項の規定の適用については、新退職手当条例附則第 4 項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 98」と、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 92」とする。

3 第 2 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第 2 項（同条例附則第 4 項においてその例による場合を含む。）及び第 3 項の規定の適用については、同条例附則第 2 項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 98」と、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 92」とする。

4 第 4 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 98」と、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 92」と、「104 分の 87」とあるのは、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては「104 分の 98」と、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては「104 分の 92」とする。

議案第 26 号

泉南市暴力団排除条例の制定について

泉南市暴力団排除条例を別紙のように定める。

平成 25 年 2 月 28 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

泉南市における暴力団の排除に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者が相互に連携を図りながら、社会全体として暴力団の排除を推進することにより、市民生活の安全と安心を確保するとともに地域社会の健全な発展に寄与するため、本条例を提案するものである。

泉南市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、泉南市（以下「市」という。）における暴力団の排除の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する必要な事項を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全と安心を確保するとともに、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として規則で定めるものをいう。

暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

関係機関 法第32条の3第1項の規定により公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた団体その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする機関又は団体をいう。

公共工事等 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供のうち本市が発注するものをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市の区域における事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在であるという共通認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと及び暴力団事務所の存在を許さないことを基本として、市、市民及び事業者が相互に連携を図りながら、地域社会全体として推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める暴力団の排除についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、大阪府（大阪府警察本部及び市の区域を管轄する警察署を含む。以下同じ。）、他の市町村、関係機関、市民及び事業者と相互に連携を図りながら、暴力団の排除に関する総合的な施策を推進する責務を有する。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、大阪府に対し、当該情報を提供するものとする。

（市民及び事業者の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら主体的に暴力団の排除のための活動に取り組むとともに、市が推進する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に関し、暴力団との一切の関係を持たないよう努めるとともに、市が推進する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市に対し、当該情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

（市民及び事業者に対する支援等）

第6条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除のための活動に相互に連携を図りながら主体的に取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、必要な支援を行うものとする。

2 市は、大阪府及び関係機関と連携を図りながら、市民及び事業者が暴力団の排除の重要性について理解を深めることにより暴力団の排除の機運が醸成されるよう、積極的な広報及び啓発を行うものとする。

(市が行う契約からの暴力団の排除)

第7条 市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が市が行う売買、賃借、請負その他の入札による契約(以下「契約」という。)の相手方(以下「契約相手方」という。)及び次に掲げる者(以下「下請負人等」という。)となることを許してはならない。

下請負人(公共工事等に係る全ての請負人又は受託者(契約相手方を除く。))をいい、第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。)

契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入その他の契約を締結する者(下請負人に該当する者を除く。)

(市が行う契約からの暴力団の排除に関する措置)

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、市が行う契約に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。

市が行う契約に係る入札に参加するために必要な資格を有すると認められる者(以下本条において「有資格者」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、当該有資格者を市が行う契約に係る入札に参加させないこと。

有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。

市が行う契約に係る入札に参加するために必要な資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対する前号に掲げる措置に準ずる措置

市が行う契約について、契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、当該契約を解除すること。

市が行う契約について、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、契約相手方に対して当該下請負人等との契約の解除を求めること。

前号の場合において、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したときは、契約相手方との当該契約を解除すること。

前各号に掲げるもののほか、市が行う契約からの暴力団の排除を図るために必要な措置

- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、市が行う契約に係る入札の参加資格の登録を希望する者、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるときは、その旨を公表することができる。

（市が行う契約に関する不当介入）

第9条 何人も、市が行う契約において、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）をしてはならない。

- 2 契約相手方及び下請負人等は、市が行う契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに市に報告しなければならない。

（公の施設の使用等からの暴力団の排除）

第10条 市長、市教育委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下本条において「市長等」という。）は、設置した公の施設の使用又は利用（以下本条において「使用等」という。）が暴力団を利すると認められるときは、当該公の施設の使用等を許可しないことができる。

- 2 市長等は、当該公の施設の使用等の許可をした後において、その使用等が暴力団を利すると認められるときは、当該使用等の許可を取り消し、又は使用等を中止させることができる。この場合において、当該使用等の許可の取消し又は使用

等の中止に係る者にいかなる損害が生じても、市長等は、その損害の賠償の責めを負わない。

(市の事務及び事業からの暴力団の排除)

第11条 市は、前4条に規定するもののほか、市が行う事務及び事業において暴力団を利することとならないよう、大阪府及び関係機関と連携を図りながら、暴力団員又は暴力団密接関係者について必要な措置を講ずることにより、市の事務及び事業から暴力団の排除を図るものとする。

(青少年の健全な育成)

第12条 市、市民及び事業者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための指導及び啓発が、学校、地域、職域その他の様々な場において、必要に応じて行われるよう、必要な支援又は協力を努めるものとする。

2 市は、大阪府及び関係機関と連携を図りながら、青少年の育成に携わる者が青少年に対して指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、これらの者に対し必要な支援を行うものとする。

(勧告及び公表)

第13条 市長は、正当な理由がなく第9条第2項の規定による報告をしなかったと認められるときは、規則で定めるところにより、当該報告をしなかった者に対し、必要な指導又は勧告を行うことができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた者が故意に不当介入を容認し、かつ、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

(個人情報の収集及び提供)

第14条 泉南市個人情報保護条例(平成19年泉南市条例第3号)第2条第3号に規定する実施機関(以下本条において「実施機関」という。)は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、本人及び本人

以外から必要な個人情報（同条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を必要かつ最小限の範囲で収集することができる。

2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、実施機関が定めるところにより、前項の規定により収集した個人情報を大阪府警察に提供することができる。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

議案第 27 号

公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定について

公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

平成 25 年 2 月 28 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

泉南市が設置する公の施設から暴力団の利益になる使用を排除することにより、施設利用者をはじめ市民の安全安心に資するため、本条例を提案するものである。

公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例

(泉南市立人権ふれあいセンター条例の一部改正)

第 1 条 泉南市立人権ふれあいセンター条例 (平成 1 4 年泉南市条例第 1 7 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項第 3 号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(泉南市立老人集会場設置並びに管理条例の一部改正)

第 2 条 泉南市立老人集会場設置並びに管理条例 (昭和 5 3 年泉南市条例第 2 2 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

第 5 条に次の 1 項を加える。

4 市長は、必要があると認めるときは、第 1 項第 3 号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(泉南市総合福祉センター条例の一部改正)

第 3 条 泉南市総合福祉センター条例 (平成 9 年泉南市条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。

第 1 1 条に次の 1 項を加える。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項第 4 号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

第 1 2 条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第 1 項第 4 号中「前条」の次に「第 1 項」を加え、「第 3 号」を「第 4 号まで」に改める。

(泉南市設店舗条例の一部改正)

第 4 条 泉南市設店舗条例 (昭和 4 8 年泉南市条例第 2 4 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない者

第 9 条の見出し中「取り消し」を「取消し」に改め、同条に次の 1 号を加える。

法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であることが判明したとき。

第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

(意見の聴取)

第 1 3 条 市長は、必要があると認めるときは、第 3 条第 4 号又は第 9 条第 4 号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(泉南市立駐車場条例の一部改正)

第 5 条 泉南市立駐車場条例 (平成 8 年泉南市条例第 1 0 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 2 項を加える。

- 2 前項の申請にあつて、駐車場を使用しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) であると判明したときは、市長は、前項の許可をしない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前項に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

第 6 条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

暴力団員であることが判明したとき。

(泉南市都市公園条例の一部改正)

第 6 条 泉南市都市公園条例 (昭和 5 6 年泉南市条例第 2 3 号) の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 5 条」を「第 3 6 条」に、「第 3 6 条」を「第 3 7 条」に改める。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 6 市長は、第 1 項各号に掲げる行為が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) の利益になり、又はなるおそれがあると認めるときは、その使用を許可しない。

第 1 6 条に次の 1 号を加える。

暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者

第 2 3 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

その使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。

第24条第4号中「第3号」を「第4号まで」に改める。

第36条を第37条とし、第35条を第36条とし、第34条を第35条とし、第33条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取)

第34条 市長は、必要があると認めるときは、第8条第6項、第16条第4号又は第23条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(市営住宅管理条例の一部改正)

第7条 市営住宅管理条例(平成9年泉南市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

第9条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条に次の1号を加える。

暴力団員であることが判明したとき。

第10条第1項中「あつて」の次に「、次項及び第3項に該当する場合を除き」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が同居させようとする者が暴力団員であるとき。

第25条第1項に次の1号を加える。

入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

第25条に次の1項を加える。

4 市長は、第1項第3号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日から当該市営住宅を明け渡した日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。

第27条第1項第2号中「第25条第3項」を「第25条第3項若しくは第4項」に改める。

第36条第1項に次の1号を加える。

使用する者が暴力団員でないこと。

第48条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取)

第48条の2 市長は、必要があると認めるときは、第4条第1項第6号、第9条第4号、第10条第3項、第25条第1項第3号又は第36条第1項第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(泉南市立学校建物及び設備使用条例の一部改正)

第8条 泉南市立学校建物及び設備使用条例(昭和32年泉南市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

教育委員会において暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益にならない又はなるおそれなしと認むる場合

第2条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

本則に次の1条を加える。

第5条の2 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又はその使用を停止し、若しくは制限することができる。

偽りその他不正な手段により使用許可を受けたことが明らかになったとき。

この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。

使用許可に係る条件に違反したとき。

第2条第1項各号のいずれかに該当しなくなつたとき。

その他教育委員会が必要と認めたとき。

(泉南市立公民館条例の一部改正)

第9条 泉南市立公民館条例(昭和31年泉南市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第8条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。

第8条に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

第12条第4号中「第8条」の次に「第1項」を加え、「第3号」を「第4号まで」に改める。

(泉南市立文化ホール条例の一部改正)

第10条 泉南市立文化ホール条例(昭和58年泉南市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第13条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。

第13条に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項第3号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

第14条第4号中「第1号又は第2号」を「第1項第1号から第3号まで」に改める。

(泉南市立青少年の森条例の一部改正)

第11条 泉南市立青少年の森条例（昭和50年泉南市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。

第5条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

第9条第4号中「第5条」の次に「第1項」を加え、「第3号」を「第4号までのいずれか」に改める。

（泉南市立市民体育館条例の一部改正）

第12条 泉南市立市民体育館条例（昭和53年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。

第10条に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

第11条第1項第4号中「前条」の次に「第1項」を加え、「第3号」を「第4号まで」に改める。

（泉南市立テニスコート条例の一部改正）

第13条 泉南市立テニスコート条例（昭和58年泉南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利

益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。

第9条に次の1項を加える。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、前項第5号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

第10条第4号中「前条」の次に「第1項」を加え、「第4号」を「第5号まで」に改める。

(泉南市民球場条例の一部改正)

第14条 泉南市民球場条例(平成8年泉南市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第9条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。

第9条に次の1項を加える。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、前項第6号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

第10条第1項第2号中「前条」の次に「第1項」を加え、「第5号」を「第6号までのいずれか」に改める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

議案第 28 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定める。

平成 25 年 2 月 28 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められることに伴い、本市関係条例規定中で引用されている文言を整理する必要から、本条例を提案するものである。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (昭和 4 6 年泉南市条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 2 第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第 1 2 項」を「第 1 1 項」に改める。

(泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 泉南市老人医療費の助成に関する条例 (昭和 4 6 年泉南市条例第 3 7 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第 1 条」を「第 1 条の 2 」に改める。

(泉南市国民健康保険条例の一部改正)

第 3 条 泉南市国民健康保険条例 (昭和 3 4 年泉南市条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第 1 条」を「第 1 条の 2 」に改め、同条第 2 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第4条 泉南市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第12項」を「第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号「第12項」を「第11項」とする改正規定及び第4条中泉南市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第2号「第12項」を「第11項」とする改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 29 号

泉南市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

泉南市新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のように定める。

平成 25 年 2 月 28 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）が制定され、新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図るため、本市に新型インフルエンザ等対策本部を設置するに当たり、本条例を提案するものである。

泉南市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、泉南市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市区町村の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第30号

平成24年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第7号）

平成24年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ765,442千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,035,048千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年2月28日提出

泉南市長 向井通彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(10)地方交付税		2,686,454	16,120	2,702,574
	1)地方交付税	2,686,454	16,120	2,702,574
(12)分担金及び負担金		241,827	5,680	247,507
	2)分 担 金	38,673	5,680	44,353
(14)国庫支出金		3,635,698	280,273	3,915,971
	2)国庫補助金	190,343	280,273	470,616
(15)府支出金		1,744,562	3,000	1,747,562
	2)府補助金	653,968	3,000	656,968
(17)寄 附 金		1,120	2,519	3,639
	1)寄 附 金	1,120	2,519	3,639
(19)諸 収 入		272,973	5,550	278,523
	6)雑 入	259,356	5,550	264,906
(20)市 債		2,349,219	452,300	2,801,519
	1)市 債	2,349,219	452,300	2,801,519
歳 入 合 計		22,269,606	765,442	23,035,048

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 総務費		2,284,344	210,308	2,494,652
	1) 総務管理費	1,680,987	210,308	1,891,295
(3) 民生費		9,746,687	25,130	9,771,817
	1) 社会福祉費	2,489,204	9,010	2,498,214
	2) 児童福祉費	3,672,414	16,120	3,688,534
(4) 衛生費		1,537,472	△52,208	1,485,264
	2) 清掃費	1,080,605	△52,208	1,028,397
(5) 農林水産業費		136,795	56,750	193,545
	1) 農業費	131,406	56,750	188,156
(7) 土木費		1,305,008	88,021	1,393,029
	2) 道路橋梁費	217,641	83,700	301,341
	4) 都市計画費	869,801	4,321	874,122
(9) 教育費		1,750,263	444,094	2,194,357
	2) 小学校費	387,724	435,794	823,518
	5) 社会教育費	390,102	3,900	394,002
	6) 保健体育費	88,289	4,400	92,689

(10)公債費		2,950,502	△10,000	2,940,502
	1)公債費	2,950,502	△10,000	2,940,502
(11)諸支出金		1,251,665	3,347	1,255,012
	4)緑化基金費	87	19	106
	8)ふるさと泉南水なす基金費	1,122	2,400	3,522
	9)雑支出	148,200	928	149,128
歳出合計		22,269,606	765,442	23,035,048

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	庁舎改修事業	135,200千円
総務費	総務管理費	人権ふれあいセンター施設耐震化事業	5,800千円
民生費	社会福祉費	老人集会場改修事業	14,010千円
民生費	児童福祉費	保育所整備事業	16,120千円
民生費	児童福祉費	民間保育所整備事業	90,975千円
衛生費	保健衛生費	火葬場建設事業	32,639千円
農林水産業費	農業費	泉南地区農免農道整備事業	29,050千円

款	項	事業名	金額
農林水産業費	農業費	溜池改修事業	27,700千円
土木費	道路橋梁費	道路維持管理事業	83,700千円
土木費	都市計画費	安全・安心住まいづくり支援事業	1,000千円
教育費	小学校費	小学校施設保全整備事業	142,922千円
教育費	小学校費	小学校施設耐震化事業	292,872千円
教育費	社会教育費	公民館施設耐震化事業	3,800千円
教育費	保健体育費	市民体育館施設耐震化事業	4,400千円

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
保育所整備事業	千円 78,600	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては当該見 直し後の利率)	政府その他の金融機関の資 金については、その融通条 件による。ただし、財政の 都合により、償還期限及び 据置期間を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借り 換えることができる。	千円 89,100	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ
溜池改修事業	7,600	"	"	"	26,500	"	"	"
農道整備事業	15,900	"	"	"	44,900	"	"	"
道路整備事業	56,300	"	"	"	93,900	"	"	"
学校教育施設等整備事業	35,600	"	"	"	258,400	"	"	"

平成 2 4 年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 7 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 0	地方交付税	2,686,454	16,120	2,702,574			
(1)	地方交付税	2,686,454	16,120	2,702,574			
	1) 地方交付税	2,686,454	16,120	2,702,574	1. 地方交付税	16,120	
1 2	分担金及び負担金	241,827	5,680	247,507			
(2)	分 担 金	38,673	5,680	44,353			
	1) 農林水産業費分担金	3,100	5,680	8,780	1. 溜池改修事業分担金	5,680	
1 4	国庫支出金	3,635,698	280,273	3,915,971			
(2)	国庫補助金	190,343	280,273	470,616			
	3) 土木費補助金	69,832	72,938	142,770	3. 安全・安心住まいづくり支援事業補助金	500	
					7. 建築物耐震化支援事業補助金	26,403	
					9. 橋梁改修等事業補助金	8,800	
					10. 道路舗装整備補助金	37,235	
	4) 教育費補助金	25,439	189,368	214,807	5. 学校教育設備整備費等補助金	189,368	

款 14 国庫支出金 項 2 国庫補助金 目 4 教育費補助金

款 14 国庫支出金 項 2 国庫補助金 目 5 総務費補助金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	5) 総務費補助金	1,500	17,967	19,467	1. 津波対策推進事業 費補助金	△1,500	
					2. 地域経済活性化・ 雇用創出臨時交付 金	19,467	
15 府支出金		1,744,562	3,000	1,747,562			
(2) 府補助金		653,968	3,000	656,968			
	4) 農林水産業費補助 金	3,427	3,000	6,427	7. 耐震対策農業水利 施設整備事業補助 金	3,000	
17 寄 附 金		1,120	2,519	3,639			
(1) 寄 附 金		1,120	2,519	3,639			
	1) 総務費寄附金	1,120	2,400	3,520	1. ふるさと泉南応援 寄附金	2,400	
	2) 土木費寄附金		19	19	1. 緑化事業寄附金	19	
	5) 教育費寄附金		100	100	2. 図書購入費寄附金	100	
19 諸 収 入		272,973	5,550	278,523			
(6) 雑 入		259,356	5,550	264,906			
	1) 雑 入	226,978	5,550	232,528	10. 退職手当他会計負 担金	5,550	退職手当水道事業会計負担金

20 市 債		2,349,219	452,300	2,801,519			
(1) 市 債		2,349,219	452,300	2,801,519			
	1) 民 生 債	78,600	10,500	89,100	1. 保育所整備事業債	10,500	
	3) 農林水産業債	23,500	47,900	71,400	1. 溜池改修事業債	18,900	
					2. 農道整備事業債	29,000	
	4) 土 木 債	69,900	37,600	107,500	1. 道路整備事業債	37,600	
	6) 教 育 債	35,600	228,900	264,500	1. 学校教育施設等整備事業債	222,800	
					2. 公民館整備事業債	3,200	
					3. 体育施設整備事業債	2,900	
	12) 総 務 債		127,400	127,400	1. 庁舎整備事業債	123,600	
					2. 人権ふれあいセンター整備事業債	3,800	
歳 入 合 計		22,269,606	765,442	23,035,048			

款 20 市 債 項 1 市 債 目 12 総 務 債

歳 出

款 2 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 総 務 費	2, 284, 344	210, 308	2, 494, 652	145, 050	65, 258		
				国庫支出金 12, 100			
				諸収入 5, 550			
				市債 127, 400			
(1)総務管理費	1, 680, 987	210, 308	1, 891, 295	145, 050	65, 258		
				国庫支出金 12, 100			
				諸収入 5, 550			
				市債 127, 400			
1)一般管理費	161, 597	135, 200	296, 797	135, 200			
				国庫支出金 11, 600			
				市債 123, 600			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料 15. 工 事 請 負 費	7, 200 128, 000		22, 490
[6]庁舎改修事業	6, 461	135, 200	141, 661	135, 200		総務課	
				国庫支出金 11, 600 [建築物耐震化支援 事業補助金 11, 507]			

				[地域経済活性化・雇用創出臨時交付金 93]			
				市債 123,600 [庁舎整備事業債 123,600]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	7,200	設計委託料 5,200 監理委託料 2,000	6,461
				15. 工事請負費	128,000		
2) 人事管理費	721,832	73,370	795,202	5,550	67,820		
				諸収入 5,550			
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	73,370		597,756
[1] 人件費事業	699,734	73,370	773,104	5,550	67,820		
				諸収入 5,550 [退職手当水道事業 会計負担金 5,550]			
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	73,370	退職手当	597,756
9) 企 画 費	62,627	△4,062	58,565	△1,500	△2,562		
				国庫支出金 △1,500			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△4,062		6,314

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 9 企 画 費

款 2 総務費 項 1 総務管理費 目 9 企画費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[8]津波避難計画策 定事業	4,062	△4,062	0		△1,500	△2,562	政策推進課
				国庫支出金 △1,500			
				[津波対策推進事業 費補助金 △1,500]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	△4,062	津波避難計画策定委託料	4,062
14)人権ふれあいセ ンター費	42,313	5,800	48,113		5,800		
				国庫支出金 2,000			
				市債 3,800			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	5,800		11,353
[6]施設耐震化事業		5,800	5,800		5,800		人権ふれあいセンター
				国庫支出金 2,000			
				[建築物耐震化支援 事業補助金 1,933]			
				[地域経済活性化・ 雇用創出臨時交付 金 67]			
				市債 3,800			
				[人権ふれあいセン ター整備事業債 3,800]			

				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	5,800	設計委託料	
3 民 生 費	9,746,687	25,130	9,771,817	16,670	8,460		
				国庫支出金			
				6,170			
				市債			
				10,500			
(1) 社会福祉費	2,489,204	9,010	2,498,214	1,602	7,408		
				国庫支出金			
				1,602			
12) 老人集会場費	27,859	9,010	36,869	1,602	7,408		
				国庫支出金			
				1,602			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	9,010		2,311
[2] 老人集会場改修事業	5,000	9,010	14,010	1,602	7,408	高齢障害介護課	
				国庫支出金			
				1,602			
				[建築物耐震化支援事業補助金			
				534]			
				[地域経済活性化・雇用創出臨時交付金			
				1,068]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	9,010	耐震診断委託料	
(2) 児童福祉費	3,672,414	16,120	3,688,534	15,068	1,052		
				国庫支出金			
				4,568			

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額	
				特 定 財 源	一 般 財 源			
				市債 10,500				
6) 保育所費	500,166	16,120	516,286	15,068	1,052			
				国庫支出金 4,568				
				市債 10,500				
				節 区 分	金 額			
				13. 委託料 15. 工事請負費	5,120 11,000		19,349 5,000	
[3] 保育所整備事業	23,090	16,120	39,210	15,068	1,052	保育子育て支援課		
				国庫支出金 4,568				
				[建築物耐震化支援 事業補助金 2,621]				
				[地域経済活性化・ 雇用創出臨時交付 金 1,947]				
				市債 10,500				
				[保育所整備事業債 10,500]				
				節 区 分	金 額			
				13. 委託料	5,120	調査委託料 耐震補強実施設計委託料	3,920 1,200	18,090
				15. 工事請負費	11,000			5,000
4 衛生費	1,537,472	△52,208	1,485,264		△52,208			
(2) 清 掃 費	1,080,605	△52,208	1,028,397		△52,208			

2) 塵芥処理費	821,402	△52,208	769,194		△52,208		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△52,208		360,705
[4] 泉南清掃事務組 合負担金事業	360,205	△52,208	307,997		△52,208	清掃課	
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	△52,208	泉南清掃事務組合負担金	360,205
5 農林水産業費	136,795	56,750	193,545	56,680	70		
				分担金及び負担金 5,680			
				国庫支出金 100			
				府支出金 3,000			
				市債 47,900			
(1) 農 業 費	131,406	56,750	188,156	56,680	70		
				分担金及び負担金 5,680			
				国庫支出金 100			
				府支出金 3,000			
				市債 47,900			
3) 農業振興費	23,721	29,050	52,771	29,000	50		
				市債 29,000			

款 5 農林水産業費 項 1 農 業 費 目 3 農業振興費

款 5 農林水産業費 項 1 農業費 目 3 農業振興費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	29,050		21,172
[3] 泉南地区農免農 道整備事業	17,718	29,050	46,768	29,000	50	産業振興課	
				市債 29,000 [農道整備事業債 29,000]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	29,050	泉南地区農免農道整備事業負担金	17,718
8) 溜池改修事業費	10,800	27,700	38,500	27,680	20		
				分担金及び負担金 5,680			
				国庫支出金 100			
				府支出金 3,000			
				市債 18,900			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料 19. 負担金、補助及び 交付金	3,000 24,700		10,800
[1] 溜池改修事業	10,800	27,700	38,500	27,680	20	産業振興課	
				分担金及び負担金 5,680 [溜池改修事業分担 金 5,680]			

				国庫支出金 100 [地域経済活性化・ 雇用創出臨時交付 金 100]			
				府支出金 3,000 [耐震対策農業水利 施設整備事業補助 金 3,000]			
				市債 18,900 [溜池改修事業債 18,900]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	3,000	物件調査委託料	
				19. 負担金、補助及び 交付金	24,700	府営土地改良事業負担金	10,800
7 土 木 費	1,305,008	88,021	1,393,029	84,635	3,386		
				国庫支出金 47,035			
				市債 37,600			
(2)道路橋梁費	217,641	83,700	301,341	83,635	65		
				国庫支出金 46,035			
				市債 37,600			
3)道路維持費	72,782	83,700	156,482	83,635	65		
				国庫支出金 46,035			

款 7 土 木 費 項 2 道路橋梁費 目 3 道路維持費

款 7 土 木 費 項 2 道路橋梁費 目 3 道路維持費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				市債 37,600			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料 15. 工事請負費	9,700 74,000		11,547 15,000
[1]道路維持管理事業	72,782	83,700	156,482	83,635	65	施設管理課	
				国庫支出金 46,035			
				[橋梁改修等事業補助金 8,800]			
				[道路舗装整備補助金 37,235]			
				市債 37,600			
				[道路整備事業債 37,600]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	9,700	調査委託料	11,547
				15. 工事請負費	74,000	工事請負費 道路修繕工事	15,000
(4)都市計画費	869,801	4,321	874,122	1,000	3,321		
				国庫支出金 1,000			
1) 都市計画総務費	59,750	1,000	60,750	1,000			
				国庫支出金 1,000			

				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	1,000		2,828
[5]安全・安心住ま いづくり支援事 業	2,750	1,000	3,750	1,000		都市計画課	
				国庫支出金 1,000			
				[安全・安心住ま いづくり支援事業補 助金 500]			
				[地域経済活性化・ 雇用創出臨時交付 金 500]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	1,000	住宅・建築物耐震改修等補助金	2,750
3) 公共下水道費	713,937	3,321	717,258		3,321		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	3,321		713,937
[1]下水道事業特別 会計繰出金事業	713,937	3,321	717,258		3,321	上下水道総務課	
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	3,321	下水道事業特別会計への繰出金	713,937
9 教 育 費	1,750,263	444,094	2,194,357	443,868	226		
				国庫支出金 214,868			
				寄附金 100			
				市債 228,900			

款 9 教 育 費

款 9 教 育 費 項 2 小 学 校 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
(2) 小 学 校 費	387, 724	435, 794	823, 518	435, 568	226		
				国庫支出金 212, 768			
				市債 222, 800			
3) 学校施設整備費	41, 000	435, 794	476, 794	435, 568	226		
				国庫支出金 212, 768			
				市債 222, 800			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料 14. 使用料及び賃借料 15. 工事請負費	32, 958 66, 150 336, 686		22, 000 8, 000
[1] 施設保全整備事業	20, 000	142, 922	162, 922	142, 816	106	教育総務課	
				国庫支出金 48, 116			
				[学校教育設備整備 費等補助金 48, 116]			
				市債 94, 700			
				[学校教育施設等整 備事業債 94, 700]			
				節 区 分	金 額		
15. 工事請負費	142, 922	各小学校整備工事	8, 000				
[2] 施設耐震化事業	21, 000	292, 872	313, 872	292, 752	120	教育総務課	
				国庫支出金 164, 652			

				[建築物耐震化支援事業補助金 7,797]			
				[学校教育設備整備費等補助金 141,252]			
				[地域経済活性化・雇用創出臨時交付金 15,603]			
				市債 128,100			
				[学校教育施設等整備事業債 128,100]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委託料	32,958	設計委託料 23,400 監理委託料 9,558	21,000
				14. 使用料及び賃借料	66,150	仮設校舎借上料	
				15. 工事請負費	193,764	各小学校整備工事	
(5) 社会教育費	390,102	3,900	394,002	3,900			
				国庫支出金 600			
				寄附金 100			
				市債 3,200			
9) 公民館費	69,445	3,800	73,245	3,800			
				国庫支出金 600			
				市債 3,200			

款 9 教 育 費 項 5 社会教育費 目 9 公民館費

款 9 教 育 費 項 5 社会教育費 目 9 公民館費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	500		14,202
				15. 工 事 請 負 費	3,300		3,000
[4] 施設耐震化事業	6,790	3,800	10,590	3,800		文化振興課	
				国庫支出金	600		
				[建築物耐震化支援 事業補助金	545]		
				[地域経済活性化・ 雇用創出臨時交付 金	55]		
				市債	3,200		
				[公民館整備事業債	3,200]		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	500	設計委託料	6,790
				15. 工 事 請 負 費	3,300		
10) 図書館及びホール 費	92,558	100	92,658	100			
				寄附金	100		
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	100		6,600
[2] 図書館運営事業	25,178	100	25,278	100		文化振興課	
				寄附金	100		

				[図書購入費寄附金 100]			
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	100	図書購入費	6,600
(6)保健体育費	88,289	4,400	92,689	4,400			
				国庫支出金	1,500		
				市債	2,900		
3)体育施設費	68,180	4,400	72,580	4,400			
				国庫支出金	1,500		
				市債	2,900		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	4,400		56,117
[6]施設耐震化事業	8,950	4,400	13,350	4,400		生涯学習課	
				国庫支出金	1,500		
				[建築物耐震化支援 事業補助金	1,466]		
				[地域経済活性化・ 雇用創出臨時交付 金	34]		
				市債	2,900		
				[体育施設整備事業 債	2,900]		

款 9 教 育 費 項 6 保 健 体 育 費 目 3 体 育 施 設 費

款 9 教 育 費 項 6 保健体育費 目 3 体育施設費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	4,400	設計委託料	8,950
1 0 公 債 費	2,950,502	△10,000	2,940,502		△10,000		
(1) 公 債 費	2,950,502	△10,000	2,940,502		△10,000		
2) 利 子	457,465	△10,000	447,465		△10,000		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び割引料	△10,000		457,465
[1] 公債費事業 (利子)	447,465	△10,000	437,465		△10,000	財政課	
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び割引料	△10,000	市債利子償還金	447,465
1 1 諸支出金	1,251,665	3,347	1,255,012		2,419	928	
				寄附金	2,419		
(4) 緑化基金費	87	19	106		19		
				寄附金	19		
1) 緑化基金費	87	19	106		19		
				寄附金	19		
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	19		87
[1] 緑化基金事業	87	19	106		19	施設管理課	
				寄附金	19		

				[緑化事業寄附金 19]			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	19		87
(8)ふるさと泉南水 なす基金費	1,122	2,400	3,522	2,400			
				寄附金	2,400		
1)ふるさと泉南水 なす基金費	1,122	2,400	3,522	2,400			
				寄附金	2,400		
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	2,400		1,122
[1]ふるさと泉南水 なす基金事業	1,122	2,400	3,522	2,400		政策推進課	
				寄附金	2,400		
				[ふるさと泉南応援 寄附金 2,400]			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	2,400		1,122
(9)雑 支 出	148,200	928	149,128		928		
2)返 還 金	66,306	928	67,234		928		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	928		66,306
[1]国支出金・府支 出金返還金事業	66,306	928	67,234		928	保健推進課	

款 11 諸支出金 項 9 雑 支 出 目 2 返 還 金

款 11 諸支出金 項 9 雑支出 目 2 返還金

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び割引料	928	女性特有のがん検診推進事業国庫負担金返還金	66,306
歳 出 合 計	22,269,606	765,442	23,035,048	749,322	16,120		
				分担金及び負担金 5,680			
				国庫支出金 280,273			
				府支出金 3,000			
				寄附金 2,519			
				諸収入 5,550			
				市債 452,300			

地方債現在高補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額
1 . 普 通 債	465,600	11,940,677	917,900	12,392,977
(1) 土 木	83,900	6,613,142	121,500	6,650,742
(2) 農 林 水 産	29,900	435,468	77,800	483,368
(3) 教 育	182,700	1,700,230	411,600	1,929,130
(5) 民 生	78,600	341,640	89,100	352,140
(7) 総 務		1,114,922	127,400	1,242,322
計	2,502,719	22,884,704	2,955,019	23,337,004

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,559,868		8,559,868	37.2
(2) 地方譲与税	151,200		151,200	0.7
(3) 利子割交付金	21,600		21,600	0.1
(4) 配当割交付金	17,600		17,600	0.1
(5) 株式等譲渡所得割交付金	5,400		5,400	—
(6) 地方消費税交付金	634,400		634,400	2.7
(7) ゴルフ場利用税交付金	49,000		49,000	0.2
(8) 自動車取得税交付金	66,300		66,300	0.3
(9) 地方特例交付金	49,087		49,087	0.2
(10) 地方交付税	2,686,454	16,120	2,702,574	11.7
(11) 交通安全対策特別交付金	12,204		12,204	—
(12) 分担金及び負担金	241,827	5,680	247,507	1.1
(13) 使用料及び手数料	374,120		374,120	1.6
(14) 国庫支出金	3,635,698	280,273	3,915,971	17.0
(15) 府支出金	1,744,562	3,000	1,747,562	7.6
(16) 財産収入	36,387		36,387	0.2
(17) 寄 附 金	1,120	2,519	3,639	—
(18) 繰 入 金	532,622		532,622	2.3
(19) 諸 収 入	272,973	5,550	278,523	1.2
(20) 市 債	2,349,219	452,300	2,801,519	12.2
(22) 繰 越 金	827,965		827,965	3.6

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
歳入合計	22,269,606	765,442	23,035,048	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	306,801		306,801	1.3
(2) 総務費	2,284,344	210,308	2,494,652	10.8
(3) 民生費	9,746,687	25,130	9,771,817	42.4
(4) 衛生費	1,537,472	△52,208	1,485,264	6.5
(5) 農林水産業費	136,795	56,750	193,545	0.8
(6) 商工費	62,093		62,093	0.3
(7) 土木費	1,305,008	88,021	1,393,029	6.0
(8) 消防費	856,776		856,776	3.7
(9) 教育費	1,750,263	444,094	2,194,357	9.5
(10) 公債費	2,950,502	△10,000	2,940,502	12.8
(11) 諸支出金	1,251,665	3,347	1,255,012	5.5
(12) 予備費	20,000		20,000	0.1
(13) 災害復旧費	61,200		61,200	0.3
歳出合計	22,269,606	765,442	23,035,048	100.0

議案第 3 1 号

平成 2 4 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 4 年度大阪府泉南市の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 使用料及び手数料		605,498	3,321	602,177
	1) 使用料	605,162	3,321	601,841
(4) 繰入金		713,937	3,321	717,258
	1) 一般会計繰入金	713,937	3,321	717,258
歳入	合計	2,878,132	0	2,878,132

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		400,205	0	400,205
	1) 総務管理費	400,205	0	400,205
歳 出	合 計	2,878,132	0	2,878,132

平成 2 4 年度

大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
2 使用料及び手数料		605,498	3,321	602,177			
(1) 使 用 料		605,162	3,321	601,841			
	1) 下水道使用料	605,162	3,321	601,841	1. 現年度分	3,321	
4 繰 入 金		713,937	3,321	717,258			
(1) 一般会計繰入金		713,937	3,321	717,258			
	1) 一般会計繰入金	713,937	3,321	717,258	1. 一般会計繰入金	3,321	
歳 入 合 計		2,878,132	0	2,878,132			

款 4 繰 入 金 項 1 一般会計繰入金 目 1 一般会計繰入金

歳 出

款 1 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	400,205	0	400,205	3,321	3,321		
				使用料及び手数料 3,321			
(1) 総務管理費	400,205	0	400,205	3,321	3,321		
				使用料及び手数料 3,321			
1) 一般管理費	289,526	0	289,526	3,321	3,321		
				使用料及び手数料 3,321			
[2] 公共下水道普及 管理事業	56,013	0	56,013	3,321	3,321		
				使用料及び手数料 3,321			
				[現年度分 3,321]			
歳 出 合 計	2,878,132	0	2,878,132	3,321	3,321		
				使用料及び手数料 3,321			

議案第 3 2 号

平成 2 4 年度泉南市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成 2 4 年度泉南市の水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第 2 条 平成 2 4 年度泉南市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支 出		
		既決予定額	補正予定額	計
第 1 款	水道事業費用	1,525,671 千円	5,550 千円	1,531,221 千円
第 1 項	営業費用	1,392,345 千円	5,550 千円	1,397,895 千円

平成 2 5 年 2 月 2 8 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

平成24年度泉南市水道事業会計補正予算説明書

収益的支出の補正

(単位:千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
B , 水道事業費用			1,525,671	5,550	1,531,221	
1, 営業費用			1,392,345	5,550	1,397,895	
	4, 総 係 費		77,738	5,550	83,288	
		36, 退職手当負担金	17,771	5,550	23,321	退職手当負担金 5,550
合 計			1,525,671	5,550	1,531,221	